

# 税金

## 道路非課税申告

私道を「公共の用に供する道路」として負担している場合、認定されると道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。

道路形態で通行に何ら制約を設けず広く不特定多数の人に利用されている道路

※専用通路、通行制限、障害物がある、他人に有料で貸し付けている場合や植木鉢、自転車などを置いている場合などを除く

申告に必要な物

印鑑、地積測量図など道路部分がかかる図面、運転免許証

などの身元確認書類  
※代理人が申告する場合は委任状

## 固定資産税の減免申請

一定の要件を満たす人は申請により固定資産税が減免される場合があります。

申請に必要な物

4年度固定資産税納税通知書、運転免許証などの身元確認書類、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類

申請方法

11月30日(水)までに直接  
※本人の申請が必要。本人による申請や来庁が困難な場合は問い合わせ

申請・問合せ

課税課  
☎06(6902)5918

# 年金

## マイナンバーを利用した国民年金の電子申請

国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出や国民年金保険料免除申請や納付猶予申請、学生納付特例申請はスマートフォンから電子申請ができます。

申請方法  
マイナンバーからマイナンバーカードを利用して申請  
※詳しくは日本年金機構ホームページ参照

## 4年度国民年金保険料の免除申請

7月から今年度国民年金保険料の免除申請を受け付けます。

保険料の納付が困難な人は、全額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)、納付猶予の申請ができます。

また、離職した人は特別による免除制度もあります。  
免除の結果は前年所得などを国が審査し決定します。

※納付猶予の対象は50歳未満の人  
申請に必要な物  
基礎年金番号通知書、マイナンバーカードなど

※離職した人は雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、退職辞令など

※すべてコピー可  
※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要

申請方法  
申請書を郵送、持参またはマイナンバーから申請  
※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード可

申請・問合せ  
〒570-0083  
守口市京阪本通2-5-5  
守口年金事務所  
☎06(6993)3031  
〒571-8585  
「門真市役所」市民課  
☎06(6902)6005

# 人権

## 7月は「社会を明るくする運動強調月間」「再犯防止啓発月間」

「社会を明るくする運動」と

は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生への理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を実現することを目的とする全国的な運動で、今年で72回目を迎えます。また、「再犯防止啓発週間」とは、罪を犯した人が犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員となるような支援について、広く市民の関心と理解を深めることを目的としています。市では、街頭啓発キャンペーンを行います。

とき(7月)・ところ  
○1日(金)：京阪門真市駅前  
○4日(月)：京阪古川橋駅前  
○5日(火)：ライフ門真店(島頭3-4-1)

※時間は午前10時～11時  
問合せ  
人権市民相談課  
☎06(6902)5648

# 保険

## 国民健康保険短期被保険証を7月20日(水)から交付

8月1日(月)から有効の国民健康保険短期被保険者証を収納課窓口で交付します。仕事などで業務時間内に来庁できない人は、時間外相談窓口にお越しください。

## ◆時間外相談窓口

7月28日(木)・29日(金)  
午後5時30分～7時30分  
持ち物  
運転免許証などの本人確認ができる物

問合せ  
収納課  
☎06(6902)159215

## 高齢受給者証を7月未までに送付

新しい国民健康保険の高齢受給者証は浅葱色で、有効期限は8月1日(月)～5年7月31日(月)です。医療費負担割合は前年中の所得で決まります。

負担割合 2割または3割  
対象 昭和22年8月2日以降に生まれた8月1日現在70歳になつていない人

※8月2日(火)以降に70歳になる人は誕生月の翌月1日から適用。誕生月下旬に高齢受給者証を送付。1日生まれの人は誕生月から適用

## 限度額適用認定証などの更新

限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限

申請・問合せ 健康保険課  
☎06(6902)5697

## 特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険の特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)以降も療養受療する人は更新申請が必要です。

申請方法  
申請書を8月31日(水)までに郵送または持参

申請・問合せ 健康保険課  
☎06(6902)5697

## 10月1日からの自己負担割合

医療費の自己負担割合は、一般の人は1割、一定以上の所得の人は2割、現役並み所得の人は3割です。自己負担割合は毎年8月1日現在で今年度の住民税課税所得額により判定します。ただし、条件によっては自己負担割合が変更になる場合があります。

## 後期高齢者医療被保険者証を7月未までに送付

新しい後期高齢者医療被保険者証は水色で、有効期限は9月30日(金)までの2ヵ月間です。新しい被保険者証は届いたときから使用できます。有効期限の過ぎた被保険者証は健康保険課に返却または破棄してください。

◆自己負担割合の判定基準  
①同一世帯に4年度の住民税課税所得額が145万円以上の被保険者がいる…3割  
②同一世帯に4年度の住民税課税所得額が28万円以上の被保険者がいる場合で次のいずれかに該当する…2割  
○同一世帯に被保険者が1人：年金収入十そのほかの合計所得金額≧200万円以上  
○同一世帯に被保険者が複数いる…年金収入十そのほかの合計所得金額が383万円未満またはその人の収入と同一世帯の70歳～74歳の全員の収入の合計額が520万円未満  
○同一世帯に被保険者が複数いる…被保険者全員の3年中的収入の合計額が520万円未満

◆自己負担割合の判定に係る申請  
3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当するときは健康保険課窓口で申請することで申請の翌月から1割負担に変更できます。  
○同一世帯に被保険者が1人：被保険者本人の3年中的収入額が383万円未満またはその人の収入と同一世帯の70歳～74歳の全員の収入の合計額が520万円未満  
○同一世帯に被保険者が複数いる…被保険者全員の3年中的収入の合計額が520万円未満

◆自己負担割合の判定に係る申請  
3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当するときは健康保険課窓口で申請することで申請の翌月から1割負担に変更できます。  
○同一世帯に被保険者が1人：被保険者本人の3年中的収入額が383万円未満またはその人の収入と同一世帯の70歳～74歳の全員の収入の合計額が520万円未満  
○同一世帯に被保険者が複数いる…被保険者全員の3年中的収入の合計額が520万円未満

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して生活の支援を行う観点から、児童1人あたり5万円を支給します。  
※6月に受給済の児童は対象外

申請期限 5年2月28日(火)  
※申請書は順次送付予定  
※詳しくは市ホームページ参照  
問合せ こども政策課  
☎06(6902)6186

対象	申請	支給時期
ひとり親世帯 ○4年4月分の児童扶養手当が全額停止されている世帯 ※公的年金などを受給している場合を含む ○新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準の世帯	必要	支給決定後、随時支給
ひとり親世帯以外の子育て世帯 ○対象児童(4年3月31日時点で18歳未満の児童、障害児については20歳未満)の養育者で、4年度の住民税均等割が非課税の世帯 ○新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、4年度の住民税均等割が非課税相当の世帯 4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している人のうち、4年度の住民税均等割が非課税の世帯	不要	4年7月中に口座振込

# 募集

## 高齢福祉課 パートタイム会計年度任用職員

勤務日時  
平日のうち週4日  
午前9時～午後5時  
内容 電話応対、措置事務補助  
対象 社会福祉士などの資格がありパソコン操作ができる人  
募集人数 1人  
賃金 時給1069円から  
※交通費は別途支給

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課  
☎06(4790)2028  
健康保険課  
☎06(6902)5697

電話連絡後、履歴書を持参  
※詳しくは市ホームページ参照  
申込・問合せ  
高齢福祉課  
☎06(6902)6176